

条例で分権型エネルギー自治を推進

平成25年4月に施行した飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例(地域環境権条例)によって、市民が主体的に参画する再エネ事業による地域の活性化を目指す「分権型エネルギー自治」を推進しています。

目的 市域の豊富な再エネ資源を市民が主体的に活用して持続可能な地域づくりを推進

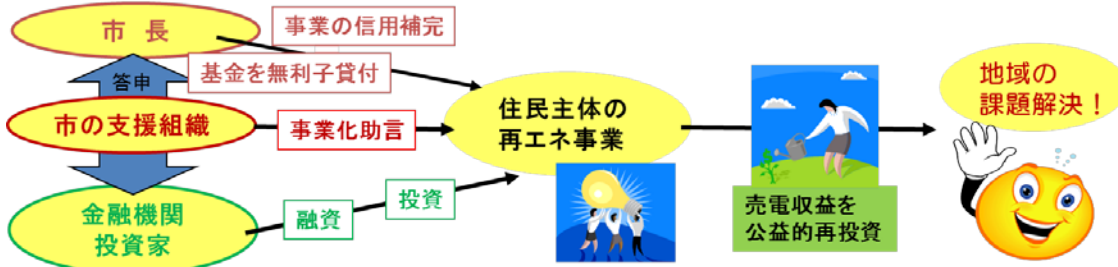
- ⇒ 再エネによる電気の全量固定価格買取制度(FIT)を、市民が公益的に利活用できる制度を構築
- ⇒ 再エネ資源の活用、市民、公共的団体、飯田市の関係性と役割を明確化

地域環境権

再エネ資源は市民の総有財産。そこから生まれるエネルギーは、市民が優先的に活用でき、自ら地域づくりをしていく権利がある。

権利の賦与型
本格再エネ導入
条例として
全国初!!

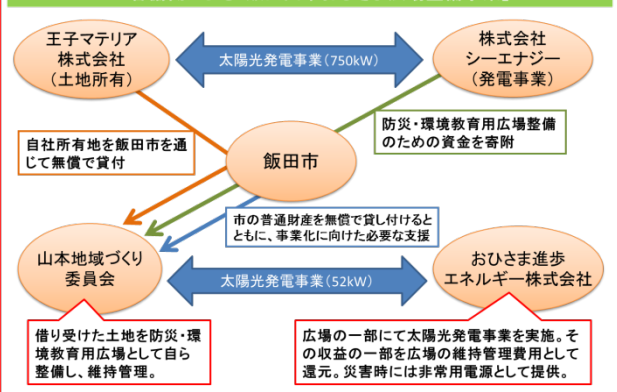
飯田市は、市民が主体となって実施する再エネによる地域づくり事業を「地域公共再生可能エネルギー活用事業」として認定し、事業の信用補完、基金無利子融資、助言等の支援を行う。



飯田市山本地区で実施している 企業との協働

地域住民(山本地域づくり委員会)は、王子マテリア(株)と(株)シーエナジーが行う太陽光発電事業と連携。王子マテリア(株)所有の土地を借り受けて飯田山本おひさま広場として整備するとともに、おひさま進歩エネルギー(株)と協働して太陽光発電を設置し、売電収益で広場整備を進めています。地域環境権条例で住民と企業が協働して再エネを活用した持続可能な地域づくりを実現していきます。

五者協働による「飯田山本おひさま広場整備事業」



飯田市上村地区で進める 「小沢川小水力市民共同発電事業」

上村地区小沢川で治山堰堤から取水して行う約180kWの小水力発電事業を、住民主体の事業体で実施する計画を進めています。飯田市は地域環境権条例によって事業化支援に積極的に取り組んでいます。

